

肝炎対策のための基本法制定を求める意見書

B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんに移行する危険性の高い国内最大の感染症であり、我が国の患者、感染者数は350万人以上と推定される。患者の多くは長期療養で苦しみ、生活基盤を失うなど経済的困難にも直面している。

この患者の多くは、輸血や血液製剤の投与、集団予防接種等の医療行為により感染し、その中には、医療、薬務、血液等の行政の誤りにより感染した患者も含まれていることから、早期の抜本的対策が求められている。

こうした中、国は、平成20年度から「新しい肝炎総合対策」をスタートさせたが、法律の裏付けのない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じている。

よって本市議会は、国会及び政府において、適切なウイルス肝炎対策を全国的規模で推進するために、肝炎対策に係る基本理念や、国、地方公共団体の責務を定めた基本法を制定するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月30日

相模原市議会